

○奈良県警察旗の制式及び取扱いに関する訓令

(昭和57年9月6日本部訓令第11号)

[沿革] 令和3年3月本部訓令第9号改正

(趣旨)

第1条 この訓令は、奈良県警察旗（以下「警察旗」という。）の制式及び取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(警察旗の種別及び制式)

第2条 警察旗の種別は、次の2種類とする。

(1) 本旗

(2) 略旗

2 警察旗の制式は、別表のとおりとする。

(警察旗の使用)

第3条 本旗は、奈良県警察として行う主要な行事に、略旗は、部隊活動として必要なときに使用するものとする。

2 警察旗は、前項に定める他、警察職員の士気高揚のため必要のあるとき使用することができる。

(警察旗の保管)

第4条 警察旗の保管責任者は、警務部警務課長とする。

2 警察旗の保管方法は、次のとおりとする。

(1) 本旗 保存箱に納め警務部警務課において保管するものとする。

(2) 略旗 本部長室に掲げて保管するものとする。

(警察旗の使用手続き)

第5条 警察旗を使用しようとする所属長は、警察本部長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、警察旗使用願簿（別記様式）に記載して行わなければならない。

附 則

この訓令は、昭和57年9月6日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日本部訓令第9号)

この訓令は、令和3年3月26日から施行する。

別表

本旗

形 状		
寸 法	78cm × 117cm	
生 地	西陣別織爪織綴裕	
刺 繍	本金銀糸総刺繍	
フレンジ	金糸別七宝フレンジ 金モール付き	
仕 立	ネル芯入り本金皮2ヶ所 飾房付き	
棒 頭	本金メッキ変型三方正面	
旗 棒	樫材使用高級七宝塗棒金ネジ3本継 本メッキ彫入り金具付き（全長210cm）	
そ の 他	旗立台	ステンレス製五脚台 ビニールレザーケース付き
	帯 皮	牛皮製両肩掛式
	保存箱	ビニールレザー張親子トランク

略旗

形 状		
寸 法	78cm × 117cm	
生 地	本絹塩瀬裕（厚手生地）	
染 色	手描友禅染色入り	
フレンジ	三方人絹黄色真田付（フレンジなし）	
仕 立	ネル芯入り 2ヶ所金皮ハトメ付き 飾房付き	
棒 頭	真鍮製代メッキ変型三方正面	
旗 棒	檜子段巻棒金ネジ3本継ニッケルメッキ 金具付き（全長180cm）	
そ の 他	旗立台	鉄製クロームメッキ三脚台
	帯 皮	本皮製帯皮
	保存箱	ビニールレザー製手提バッグ

